

凡 例

- 1 調査基準日は、原則として令和7年4月1日現在としているが、基準日を変更し、最新内容を記載している市町村もある。
- 2 合併のあった市町村において、「人口・世帯数」、及び＜産業・経済＞については、合併前の市町村の数値を合計した。
- 3 市町村のロゴマーク、住所、TEL、FAX、HP、e-mail、面積、地域指定、議会、市町村長、副市町村長、機構図、沿革、地勢・風土等、特産物、主要施策実施状況及び今後の主要課題・特色ある行政等については各市町村の編集による。なお、氏名等で表示できない文字は、一部略字体で表示している。
- 4 類型は、総務省の「類似団体別市町村財政指数表」による。

＜市町村名、住所等＞

- 「地域指定」内の語意については下記のとおりとする。
 - ・都市開発…「首都圏整備法」により都市開発区域に指定された市町村
 - ・近郊整備…「首都圏整備法」により近郊整備地帯に指定された市町村
 - ・過疎…「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」により過疎地域に指定された市町村
 - ・辺地…「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」により辺地に指定された市町村
 - ・山振…「山村振興法」により振興山村に指定された市町村
 - ・特定農山村…「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」により特定農山村地域に指定された市町村
 - ・公害防止計画…「環境基本法」により公害防止計画策定地域に指定された市町村
 - ・成田国際空港…「成田国際空港株式会社法」により成田国際空港の周辺整備区域に指定された市町村
 - ・特定防衛施設…「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」により特定防衛施設関連市町村に指定された市町村

＜行政組織＞

- 「職員数」「ラスパイレス指数」は、『令和6年地方公務員給与実態調査』における令和6年4月1日現在の数値による。

＜概要＞

- 「人口・世帯数」は、平成22年、27年及び令和2年の『国勢調査』並びに令和7年4月1日現在の『茨城県常住人口調査』の数値による。
- 「有権者数」は、令和7年3月3日現在の『選挙人名簿登録者数』の数値による。
- 「高齢人口割合」は、令和7年1月1日現在の住民基本台帳人口数値による。

<産業・経済>

- 「生産・所得」は、『令和4年度市町村民経済計算』の数値による。
- 「総生産額」は、『令和4年度市町村民経済計算』の数値により、「就業人口」は、『令和2年国勢調査』の数値による。
- 「農業」は、『2020年農林業センサス』の数値による。
- 「製造業」は、『2022年経済構造実態調査』の数値による。
- 「卸・小売業」の「事業所数」、「従業者数」及び「年間販売額」は、『令和4年経済センサス』の数値による。

<財政状況>

- 原則として各年の『地方財政状況調査』の数値による。
- 「②主な歳入・歳出」の「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。
- 「③主要指標」のうち、<健全化判断基準>の（ ）書きは早期健全化基準、〔 〕書きは、県平均値（加重平均）であり、<普通会計に関する主な指標>の〔 〕書きは県平均値（単純平均）である。

・「実質赤字比率」

一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字額の標準財政規模に対する割合。早期健全化基準は財政規模に応じ11.25%～15%、財政再生基準は20%。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・「連結実質赤字比率」

すべての会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する割合。早期健全化基準は財政規模に応じ16.25%～20%、財政再生基準は30%。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・「実質公債費比率」

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合。

一般会計等の借入金である地方債の償還金に加え、一部事務組合の地方債の償還金への負担金や公営企業の地方債の償還金への一般会計等からの繰出金等公債費相当部分を幅広く捉える。

早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%であり、基準以上になると起債の一部が制限される。また、18%以上となる地方公共団体については、地方債協議制度移行後においても、起債にあたり許可が必要となる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3か年平均)

・「将来負担比率」

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額（※）} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

（※） 将来負担額：アからクまでの合計額

ア 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

イ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）

ウ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

エ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

オ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

カ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

キ 連結実質赤字額

ク 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・「財政力指数」

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額（標準的に収入しうると考えられる地方税等の一定割合額）を基準財政需要額（地方公共団体の自然的・地理的・社会的諸条件に対応する妥当かつ合理的な水準で行政運営を行った場合に要する財政需要を示す額）で除して得た数値の3年間の平均値。1に近いほど財源に余裕があるとされ、1を超える団体は普通交付税の不交付団体となる。

$$\text{財政力指数} = \left(\frac{\text{n-2年度基準財政収入額}}{\text{n-2年度基準財政需要額}} + \frac{\text{n-1年度基準財政収入額}}{\text{n-1年度基準財政需要額}} + \frac{\text{n年度基準財政収入額}}{\text{n年度基準財政需要額}} \right) \times \frac{1}{3}$$

n：当該年度

・「経常収支比率」

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費・扶助費・公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源額が、地方税・普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）に占める割合である。この数値が高いほど、経常的に歳入される一般財源に余裕がないことを示している。

$$\text{経常収支比率（％）} = \frac{\text{人件費、扶助費、公債費等経常経費に充当した一般財源等}}{\text{経常一般財源等（地方税、普通交付税等）} + \text{減収補填債特例分} + \text{臨時債}} \times 100$$

・「標準財政規模」

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模。

$$\text{標準財政規模} = \text{標準税収入額等} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$$

※標準税収入額等は以下の算式で求められる。

$$\left(\text{基準財政収入額} - \left(\begin{array}{l} \text{市町村民税所得割（税源移譲分）} \\ \text{地方消費税交付金（引き上げ分）} \\ \text{地方譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \end{array} \right) \right) \times 100/75 + \left(\begin{array}{l} \text{地方譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \end{array} \right)$$

・「債務負担行為」

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。地方自治法により、予算の一部として定めることとされている。

<公共施設整備状況>

○ 下記の調査による数値とした。

- ・「小学校」「中学校」…「令和6年度茨城の学校統計(学校基本調査報告書)」による
公立+私立の数

(令和6年5月1日現在)

- ・「義務教育学校」…「令和6年度 市町村等教育委員会・公立学校等一覧」による数

(令和6年5月1日現在)

- ・「幼稚園」…「令和6年度茨城の学校統計(学校基本調査報告書)」による公立+私立
の数(幼稚園型認定こども園を除く)

(令和6年5月1日現在)

- ・「保育所」…県担当課で把握している数(保育所型認定こども園を除く)

(令和7年3月1日現在)

- ・「認定こども園」…県担当課で把握している幼保連携型認定こども園、保育所型認定こ
ども園、幼稚園型認定こども園の数

(令和7年3月1日現在)

- ・「図書館」「体育館」「プール」「児童館」…「令和5年度公共施設状況調査」による市町
村立の箇所数

(令和6年3月31日現在)

- ・「公営住宅」…「令和5年度公共施設状況調査」による公営住宅・改良住宅・単独住宅
の合計戸数

(令和6年3月31日現在)

- ・「公民館等」…「令和5年度公共施設状況調査」による市町村立の公会堂、市民会館及
び公民館の箇所数

(令和6年3月31日現在)

- ・「老人福祉施設」…「令和5年社会福祉施設等調査」「令和5年介護サービス施設・事業
所調査」により県担当課で把握している老人福祉法に基づく老人福
祉施設(公営+私営)の箇所数

(令和5年10月1日現在)

- ・「病院・診療所」…「令和5年医療施設調査」による病院及び一般診療所の箇所数(歯
科診療所を除く。)

(令和5年10月1日現在)

- ・「道路改良率」…「茨城県道路現況調査」による改良済延長/実延長×100

(令和5年3月31日現在)

- ・「道路舗装率」…「茨城県道路現況調査」による舗装済延長/実延長×100

(令和5年3月31日現在)

- ・「上水道等普及率」…「茨城県の水道」による現在給水人口/行政区域内人口×100

(令和6年3月31日現在)

- ・「汚水処理普及率」…『よみがえる水(いばらきの下水道)』の「汚水処理普及率」

(令和6年3月31日現在)

※各数値及び比率等については、四捨五入の関係により多少の誤差を生じるものがある。